

会議概要（平成30年9月6日）

案 件 災害時の議会・議員のあり方について、その他

冒頭、前回欠席であった出雲委員よりあいさつ。

1 災害時の議会・議員のあり方について

(1) 議会基本条例における災害対策規定について

前回示した議会基本条例に新たに規定する条文案について、下記の論点に基づき各会派から意見を聴取。

- ① 規定する項目、条文に過不足はないか。
- ② 議長の役割を明記するか。
- ③ 議員の役割は、別途行動指針において定めることでよいか。

各会派からの主な意見は、下記のとおり。

- ・ ①について、項目、条文に過不足はない。
- ・ ②について、議長の役割は明記すべきである。
- ・ ③について、議員の役割は別途行動指針で定めるべきである。

その他の意見については、下記のとおり確認。

- ・ 災害等発生時の「災害等」で想定しているのは、地震や風水害による市災害対策本部、水防本部が設置されるような場合であり、大事故、大事件等については規模によると考えるが、詳細な想定が必要であれば、対応要領案で規定することも可能である。
- ・ 災害等発生時の議会の役割の「状況の調査」とは、市災害対策本部から情報を得る事、議員の地元での情報収集、議会内で情報を集約すること等を含む。
- ・ 議長が開催する災害発生時等の議員の協議、調整等を行う「会議」への出席者は、議長、副議長、会派代表者を想定している。

結果、①及び②は前回示した条例案のとおりとし、③議員の役割は別途行動指針で定める旨、確認。

(2) 明石市議会における災害時の行動指針（案）について

総務課長より、「明石市議会における災害発生時の対応要領案」、「明石市議会における災害発生時の議員行動マニュアル案」に基づき説明。

各委員からの主な意見及び確認事項は下記のとおり。

（久枝委員） 「議員行動マニュアル案」の議員自らの安否報告の必要性の有無について、市内にいる場合と市外にいる場合の違いが分かりにくい。

（総務課長） 居所が市内外に関わらず、議員の安否の報告が必要である。

（久枝委員） 「災害発生時の対応要領案」における「災害の定義」が分かりにくい。

(総務課長) 地震や風水害による市災害対策本部、水防本部が設置された場合を想定している。地震の場合は、震度5弱以上で市災害対策本部が設置される。表で示すことも可能であると考えている。

(辻本委員) 災害で事前に予想できるのは台風くらいである。その他の災害は、事後の対応となると考える。また、タブレットの導入を急ぐ必要があると感じる。

(佐々木委員) 「災害対応連絡会議の構成」について、議長、副議長、会派交渉権を有する会派の代表者という案になっているが、早急な情報共有のため、会派交渉権のない会派も入った方がいいのではないか。また、代表者だけでなく、各会派2名以上の出席についても検討してはどうか。

(議会局次長) 緊急の場合が想定されるため、本日はコンパクトな構成を案として示している。構成を変更することも可能である。

(出雲委員) 「災害発生時の対応要領案」における「議員の役割」について、地域住民から各議員に問い合わせがあった場合、議員から理事者に直接連絡を取りたいがどうか。

(議会局長) 今回示している案はたたき台である。市長が災害対応に専念できるよう問い合わせも連絡会議を通して行うべきものであると考えるが、分かりづらいようであれば文言の追加も可能であるため、各会派で意見を取りまとめていただきたい。

(坂口委員長) 議員からの直接の要望や問い合わせにより、市長の混乱を招くこともあると考えられるため、市災害対策本部と市議会災害連絡会議と議会局の情報共有などの新しい仕組みをつくりたいと考えている。

(辰巳委員) 「明石市議会における災害発生時の議員行動マニュアル案」の留意事項に、服装や持ち物まで詳細に記載されているが、ここまで書く必要はないのではないか。

(総務課長) 今後の協議によって削除していただくことも可能である。

以上の意見等も踏まえ、今回提示した案を会派に持ち帰り、次回各会派の意見を聴取することを確認。

2 その他
なし

3 次回議会活性化推進委員会の開会日時について

10月2日(火)午後1時30分に開会することを確認。

以上